

[事案 2022-290] 新契約無効請求

・令和5年7月13日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-291]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に銀行を募集代理店として契約した利率変動型終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集時に、解約返戻金額にアメリカの金利が影響することの説明はなかった。
- (2)募集人から相続税の非課税枠に関する話はなく、自分は余裕資金を投資するという意向であり、死亡しないとお金を貰えないという意識はなかった。
- (3)アメリカドルの為替レートが上がり目標値に達成し、募集人から連絡があった際に、本契約を解約するか否かを検討すれば良いと考えていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、申立人の経営する会社を訪問した際、死亡保険金額の非課税枠が500万円あることが判明し、申立人は、相続人にできるだけ多くの資産を残したいという意向で、2年目以降に死亡保険金額が増える本契約に関心を示したことから、設計書や契約締結前交付書面を用いて、説明を行った。
- (2)募集人は、設計書の「解約返戻金額シミュレーション」を用いて、経過年数や返還率、換算レートに応じた円換算額、解約時の平均指標金利の変動幅が+1%または-1%の場合の解約返戻金額を説明した。
- (3)募集人は、商品パンフレットで、解約の際の市場金利が、契約時と比べて上昇した場合、通常、解約返戻金額が減少することなどを説明し、解約返戻金に金利の影響があることを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および申立人夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。